

送金受取人口座の事前登録にあたっての ご留意点

以下の各項目は送金受取人口座の事前登録にあたってご確認いただきたい主な項目です。
ご理解の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

送金受取人口座の事前登録についてのご留意点

1	送金受取人口座の事前登録に関する内容が 外国為替および外国貿易法や米国財務省外国資産管理室(OFAC)による規制等に抵触する等、法令・規制上実行不可能な場合等は、手続きをお断りさせていただくことがあります。
2	弊行は、お客さまのお取引が、外国為替および外国貿易法第17条に基づき、「北朝鮮・イラン関連規制の対象取引ではないこと」、また米国法規制遵守の観点から「米国OFAC規制にかかる取引ではないこと」を確認しております。 つきましては、本サービスでお取引をご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことをご確認の上、お手続きを行ってください。 上記規制に関する詳細につきましては、弊行下記ホームページをご参照ください。SMBCトップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制 (https://www.smbc.co.jp/direct/help_gaikokusoukin/6.html) SMBCトップ>インターネットバンキング>ヘルプ>外国送金>米国OFAC規制 (https://www.smbc.co.jp/direct/help_gaikokusoukin/7.html)
3	上記規制に基づき、慎重な取扱が必要な送金に関しては、本サービスではお受付できない場合もございます。受付できない場合は店頭でのお手続きが必要になり、店頭で送金目的・原資の確証の確認が必要なため、お近くの外為取扱店舗にご相談ください。 店頭で受付する場合は窓口の手数料となること、また店頭で確認した結果、手続きをお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。
4	送依頼内容の確認をさせていただくため、銀行からお手続き時にご登録いただいた日中連絡先、または連絡用電子メールアドレスあてにご照会をさせていただくことがあります。 連絡が繋がらない等の理由から一定期間、ご照会事項等が解消されない場合は事前登録を取り消させていただきますのでご了承ください。
5	送金受取人口座の事前登録のお手続きが完了した場合でも、送金依頼の結果、口座番号や口座名義相違等の理由で相手先に入金されない場合があります。 事前登録を行う際には、受取人に正しい口座情報をご確認の上、正確にご登録ください。
6	送金受取人口座の事前登録が完了した送金受取人口座でも、その後の法令・規制の改定等により外国送金のお手続きをお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

(2019年9月現在)



三井住友銀行